

本市が進める協働事業について

○ 市民活動サポート業務の見直しについて

1. 見直し理由

市民活動を支援・サポートする事業について毎年度、アンケート調査等により、ニーズや要望の高いと思われる事業を行うべく、見直しを行いながら実施してきたものの、利用者数の減少や本市の厳しい財政状況の中、費用対効果の観点から、事業内容を整理した上で、令和 6 年度をもって、事業者へ委託業務を終了。

2. これまで市民活動サポート業務で委託していた事業

(1) 主な事業内容と実績

事業名	実施年度	概要	実績
市民活動相談会事業	H30～R6	地域の課題解決に取り組む団体・個人、これから活動をはじめたい団体・個人に向けた個別相談会	延べ 127 人 平均年間約 18 人利用 相談例：団体の法人化、団体事業企画 等
市民活動スキルアップセミナー事業	H31～R5	資金調達やスマホでのチラシ作成講座など、団体運営に役立つセミナーなどを開催	計 21 回開催、延べ 176 人参加
市民活動サポート人材育成事業	H31・R2	事業運営のサポートに必要な知識習得を目指す講座を開催	延べ 20 人参加
ファシリテーター派遣事業	H31・R2	団体内の運営課題に対し、ファシリテーターを派遣し、問題解決を図る	区長 12 人に派遣
市民活動アドバイザー派遣事業	R3	団体内の運営課題に対し、資格をもった専門家の派遣し、問題解決を図る	雇用問題が課題の 1 団体に社労士を派遣

※委託先事業者はいずれも認定特定非営利活動法人大阪 NP0 センター

(2) サポート業務委託終了後の対応

- ・専門の相談機関の紹介、案内
- ・他機関が実施するセミナー情報の周知

3. 新たな協働に関する事業

- ・新たに協働交流会事業を大阪府との協働により開催（予定）
- ・安心して自治会活動、市民公益活動を実施できるよう保険制度の導入（予定）

○ 本市が取り組む協働事業の整理

①市民公益活動の支援・促進	
新たに活動を始める人の育成 既存活動の活性化・自立化の支援	・【新規事業】公益活動団体間での交流会の開催 令和7年度は大阪府と連携し交流会事業の実施を計画中 ・【新規事業】市民公益活動団体活動中の事故に対する保険制度の導入 ・協働人権課職員による相談対応 これまでの相談会事業の実績から、市職員により相談、聞き取りを行い、必要に応じ、関係機関、団体、部署等の案内、紹介を行う。 ・人と人をつなぐ市民活動マガジン「HITOTSUNAGI ひとつなぎ～」の作成
市民公益活動団体の情報発信を支援	・自治会加入促進チラシの配付 ・自治会活動紹介記事「近助のチカラ」の広報紙掲載 ・（再掲）人と人をつなぐ市民活動マガジン「HITOTSUNAGI ひとつなぎ～」 市民活動をはじめるきっかけづくりとして、活動内容や活動を紹介 ・シルミルいんふお 市民活動団体の活動内容や会員募集などのチラシを設置できるスペース設置 ・シルミルれば～と 市民活動団体を取材し、活動内容や活動者の思いなどを広報紙に掲載
②多様な主体との連携	
中間支援の機能強化 中間支援人材や組織の発掘、育成	・（再掲）協働人権課職員による相談対応 ・社会福祉協議会ボランティアセンターとの連携 ・協定企業との連携事業の実施
③市民参画の推進	
市民の声を市政に反映していくための仕組みづくり、意見反映の見える化	・市長タウンミーティング事業 ・審議会等の公募委員選任促進（指針の作成） ・パブリックコメントのルール整備 ・職員のための市民参加手続マニュアルの策定
④協働意識の醸成	
職員研修や協働に関する啓発、情報発信	・市職員への協働事業研修の実施 ・（再掲）職員のための市民参加手続マニュアルの策定 ・（再掲）人と人をつなぐ市民活動マガジン「HITOTSUNAGI ひとつなぎ～」
⑤積極的な情報発信と共有	
行政情報やまちづくりに関する情報をわかりやすく発信	・情報交流ひろば「ふらっと」の整備 ・市ホームページ、フェイスブック、公式 LINE、Youtube などの活用